

氏名(本籍)	かわ せ やす こ 川 瀬 康 子 (茨城県)
学位の種類	博 士 (図書館情報学)
学位記番号	博 甲 第 3829 号
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	水戸藩関係小笠原流礼法書の研究

主 査	筑波大学教授	綿 拔 豊 昭
副 査	筑波大学教授	太 田 勝 也
副 査	筑波大学教授	黒 古 一 夫
副 査	筑波大学教授	山 本 順 一
副 査	青山学院大学教授	廣 木 一 人

論 文 の 内 容 の 要 旨

要旨

江戸時代の代表的な礼法一派である小笠原流の礼法伝書は数多く現存している。そのうち、これまで特に注目されたことのなかったものに、水戸藩士によって伝えられた礼法書群がある。稲葉則道の編纂した「小笠原流小記録」、青山延彝が相伝された「水嶋流諸礼書」「水嶋流諸礼秘卷」である。本研究は、これらについて調査・研究を行うものである。

これらの礼法書は、小笠原流四派のうち、諸礼家とよばれた系統のものである。稲葉則道も、青山延彝も諸礼家である水嶋卜也の系統の礼法を学んでいる。しかし、「小笠原流小記録」と「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘卷」では、その性格が大きく異なっている。「小笠原流小記録」は、稲葉則道が学んだ礼法を自ら編纂した伝書である。「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘卷」は、青山延彝が相伝されたままのものである。これらについて、Ⅰ部、Ⅱ部にわけ、それぞれの礼法書について考察を加える。

【Ⅰ部】

まず「小笠原流小記録」の翻刻をする。

次に、稲葉則道とその子孫の伝記について考察を加えた。

その次に、稲葉則道の編著「小笠原流小記録」について、諸本について調査した結果述べる。すなわち、国立公文書館内閣文庫所蔵本がもっともまとまったものであるが、全 15 巻のうち重複する巻がある。青森県八戸市立図書館は端本ではあるが、国立公文書館内閣文庫所蔵本の欠巻を補うことができる。さらに他の伝本にはない「附録」がある。

また、諸本いずれも、稲葉則道以前の伝系が記されていないことから、則道の編纂したものと考えられる。また、則道以後の伝授系路を明らかにした。また、「附録」は、「子孫」のために著したものと考察する。

また諸礼家の伝書 2 冊「胎衣納卷」および「胎衣納之卷」と、「小笠原流小記録」に収録された「胎衣之伝記」との比較を行い、「小笠原流小記録」は、文章が簡略されており、また直接関係ないと思われた条項を削除、

必要と思われる条項は付け加えるなど、則道が学ぶべき重要なものと判断したものが記載されていることを明らかにする。

全体的な特徴として、記述は簡略であるが、全15巻で扱われた分野は広範囲に及ぶ。小笠原流礼法の基礎的なものはおさめられていると考察する。

【Ⅱ部】

はじめに青山延彝の伝記について述べ、「礼節」についても学んだことを指摘する。

次に、青山延彝の著作および相伝書について述べる。

まず東北大学附属図書館狩野文庫所蔵の礼法書「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘巻」が、青山延彝が相伝されたものであることを述べる。それらが、ともに「青山家」の旧蔵書であったものであるとする。

次に、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵の伝書である「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘巻」について、書誌をあげ、両書の内容、奥書や伝系などについて述べる。それにより、両書の内容に重複したものがみられないことから、青山延彝は「水嶋流諸礼秘書」の66冊と「水嶋流諸礼秘巻」の159巻を合わせて225点の礼法書を相伝されたことを明らかにする。また、伝系から、宝暦14年(1764)に長島三大夫仲旨から伝授を受けたことを述べる。また、稲葉則道同様に「諸礼家」の水嶋卜也の系統の礼法であることを述べる。

次に、茨城大学附属図書館菅文庫所蔵の13冊の伝書について、その書誌をあげ、両書の内容、奥書や伝系などについて述べる。そのうち11冊についての伝系は「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘巻」と同様であったが、残り2冊については伝系の末が青山延彝ではなく「加藤伝之衛門」であった。その前の名前は青山延彝であり、これにより青山延彝が「加藤伝之衛門」に礼法を教授していたことを明らかにする。

次に、「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘巻」と福岡藩士のあいだで伝授された礼法伝書との内容の比較を行う。「水嶋流諸礼秘書」と福岡藩に伝わったものに共通する書名は見当たらず、同内容のものもない。「水嶋流諸礼秘巻」と福岡藩に伝わったものでは、同書名のもものが10点あり、ほぼ同様のものが10冊あることを明らかにし、冊子本を中心とする伝授と卷子本を中心とする伝授があることを明らかにする。

最後に、青山延彝は礼法の伝授は受けているが、稲葉則道のように自らそれを編集し直すなどといったことはなかったことを述べ、公的に礼法を指南することはなかったが、私的には礼法を教授していたこと述べる。

審査の結果の要旨

江戸時代は、身分など階級によって待遇が異なることがあり、身分などが異なる者同士がコミュニケーションをとる場合などは、その差異を示す必要があった。そうした区別を示す方法の一つに礼儀作法があり、重要視された。公家には公家のやり方があり武士には武士のやり方があった。徳川將軍家がもちいたため、武士の間でひろくもちいられたのが「小笠原流」といわれたものである。すなわち江戸時代の武士の生活文化を考えるに当たって、「小笠原流」は無視できないのである。

ところが、中世の小笠原流の研究は進んでいるが、近世の小笠原流の研究は進んでいるとはいいがたい。水嶋流と称される、水嶋卜也とその門流がひろめた小笠原流についての系統が明らかにはなっているが、伝書そのものの研究についてはほとんどなされていないのが現状である。そうした状況のなか、水戸藩士が関与する、それぞれが一つのまとまった伝書群を形成している礼法書について取り組む本研究の意義は大きい。

研究の主たる方法は、稲葉則道が編纂した「小笠原流古記録」については、諸本調査、翻刻、内容分析、編者及び伝受者の考察といったことが行われ、実証的な研究方法がとられている。

また青山延彝が伝授された「水嶋流諸礼秘書」及び「水嶋諸礼秘巻」についても、伝受者の考察など実証的な研究方法がとられている。

江戸時代の伝書に関する研究は、まず書誌学的な調査・研究を基礎とすべきものであり、その点、原本にあたり、丁寧に書誌的調査をふまえての考察であり、適切な方法がとられていると判断される。

内容について。まず「小笠原流小記録」の翻刻についてであるが、「小笠原流古記録」は、小笠原流の要点がよくまとめられた、近世小笠原流礼法書の基礎資料となるべきものであるが、これまで翻刻されることなく、活用されてこなかった。大部なものにもかかわらず、全ての翻刻をした点は評価に値する。

次に、稲葉則道とその子孫の伝記について考察は、さらなる記録文献などの調査によって得られるものがあつたと考えられる。しかし、これまで看過されていた人物について、礼法の観点から着目した点は評価に値しよう。

稲葉則道の編著「小笠原流小記録」の諸本調査は、原本にあたり、書誌的におさえるべき点をよくおさえている。また書誌的調査をふまえた考察も難はない。また諸礼家の他の伝書との比較が行われている点については、考察に問題はないが、比較した礼法書の点数がわずか二点であり、より多くの比較をし、より確実性を持たせるべきと考えられる。

青山延彝に関しては、これまで舜水祠堂の教授としては知られていたが、その礼法について着目されることはなかった。その視点から伝記を述べた点は評価される。しかし、稲葉則道同様、さらなる記録文献などの調査がのぞまれる。

青山延彝の著作および相伝書の諸本調査は、原本にあたり、書誌的におさえるべき点をよくおさえている。また書誌的調査をふまえた考察も難はない。

またその奥書・伝系などについての考察は、小笠原流の礼法書の奥書・伝系の特有の性格をよくふまえたものであり、問題はない。

次に、茨城大学附属図書館菅文庫所蔵の13冊の伝書について、その書誌をあげ、両書の内容、奥書や伝系などについて述べた。これも上記同様問題はない。

次に、「水嶋流諸礼秘書」および「水嶋流諸礼秘巻」と福岡藩士のあいだで伝授された礼法伝書との内容の比較を行う。小笠原流の諸礼家の伝授形態の一端を明らかにしている点が評価できる。

現在、小笠原流礼法の伝系についてはかなりの部分は明らかにされてきた。しかし、その伝書については、ほとんど研究されていない。特に本研究のごとき、特定の藩内における伝書についての研究はなされていない。その点、先駆的な意義のある研究であり、学界に寄与するところが大きい。

なお、他の藩の藩士のあいだで伝授された伝書が存在するので、それとの検討がなされればなお確実度の高いものになったであろう。藩士間の伝授にとどまらず、礼法家から武士に伝授された伝書も少なからず現存する。そうしたものと比較検討による考証が、今後に残された、一つの課題である。

よって、著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。